

議第86号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市山科地域体育館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 右 京 地 域 体 育 館

京都市右京区太秦下刑部町12番地

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市右京地域体育館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市右京地域体育館を設置する必要があるので提案する。